

## 行財政改革の

## 成果を公表

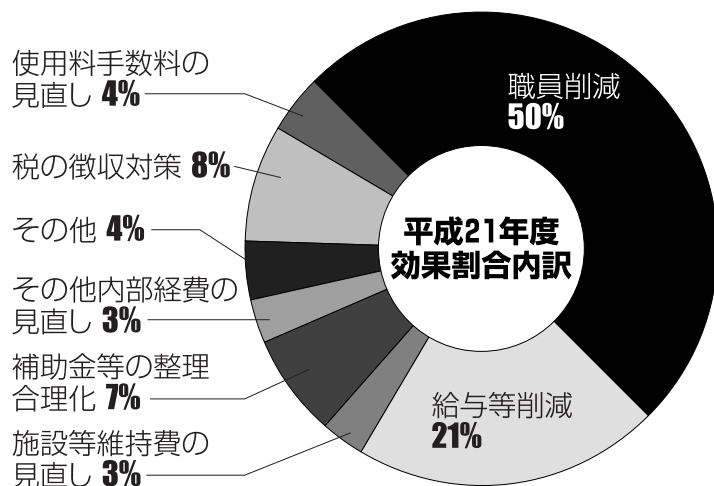


指定管理者による管理運営が始まった市立図書館

平成21年度の行財政改革と集中改革プラン（国が自治体に策定を求めた平成17年度から21年度までの5年間の行財政改革の計画）の成果がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

**平成21年度の財政効果は  
約7億1000万円**

平成21年度は、行財政改革の取り組み全体で約7億1000万円の財政効果がありました。その割合は次の円グラフの通りです。



**5年間の集中改革プランの成果は  
約30億4000万円**

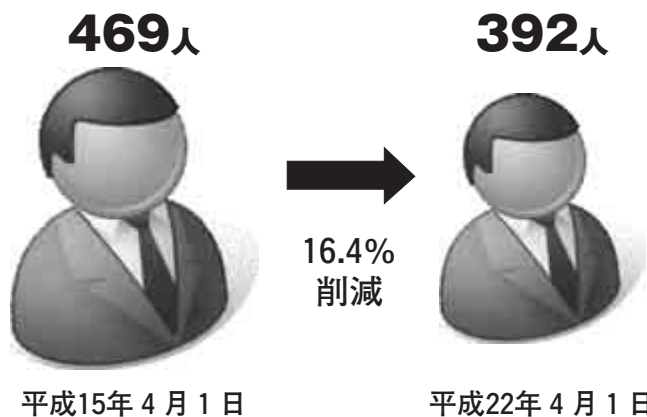
平成17年度から21年度までの5年間の集中改革プランの取り組み全体で、約30億4000万円の財政効果がありました。効果額の内訳は次の通りです。

改革項目	財政効果額 (単位100万円)
税の徴収対策	262
使用料・手数料の見直し	119
職員削減	1,483
給与等削減	627
民間委託による事務事業費削減※	△284
施設等維持費の見直し	80
補助金等の整理合理化	242
内部管理経費の見直し	96
事務事業の整理合理化	120
投資的経費の見直し	97
その他	200
計	3,042

※「民間委託による事務事業費削減」

は、業務のアウトソーシング（役割を明確にして業務の一部または全部を外部委託すること）を行い、その分の職員を削減することで効果を得ています。そのため効果額の算出上では委託経費が純増することとなり、その分を効果額から差し引いて算出しています。

**職員数は7年間で77人の減**



**新たな行財政改革の取り組み**

市では今年3月、平成22年度から26年度までの5年間の計画期間とした「第3次よしかわ行財政改革大綱（基本的な取り組み方針を示した計画）」と「新行財政改革推進プラン（大綱に沿って具体的な取り組みを定めた計画）」を策定しました。市では、安定的な財政基盤の確立と市民生活の安定と向上を図ることを目的とした行財政改革を、引き続き市政の最重要課題の1つとして推進していきます。

## 全国の中での吉川市の位置

### 住みよさランキング2010

この「住みよさランキング」は毎年、東洋経済新報社が発行している『都市データブック』で公表されています。

公的統計をもとに、現状の各都市が持つ都市力を、「安心度」、「利便度」、「快適度」、「富裕度」、「住居水準充実度」の5つの観点・14指標から、それぞれ平均値を50として偏差値を算出し、その単純平均を総合評価として、順位付けされています。当市は、今年の調査で全国58位となり、昨年の82位から躍進。県内では戸田市に次ぎ、2位です。市ではこれら調査結果なども参考に、課題を的確にとらえ、さらなる市民サービスの向上を目指します。

### 住みよさランキング 吉川市

総合58位/809市区中(県内2位)

#### 内訳

快適19位 | 安心319位 |  
利便254位 | 富裕240位 |  
住居488位

#### 参考：上位になった都市

- 1位 みよし市 (愛知)
- 2位 日進市 (愛知)
- 3位 成田市 (千葉)
- 4位 鳥栖市 (佐賀)
- 5位 印西市 (千葉)

92 国政策室 ☎ 982・9445、FAX 981・53



## 市政情報の透明性を求めて 情報公開制度

庶務課 ☎ 982・9472  
FAX 981・5392

市民の皆さんには、市が提供するために加工した情報ではなく、市が作成、または手に入れた文書を直接見られる(文書の公開を求める)権利があります。この権利は、市の行うことについて、的確な理解と批判ができるようにするためのものです。

### 情報公開を求めることができる人

- 情報公開は、市民の皆さんのほか、次のような方も求めることができます。
- 市内に事務所や事業所のある個人や団体
- 市内の事務所や事業所に勤務している人
- 市内の学校に在学している人
- 市の行う事務や事業に利害関係のある個人や団体

### 情報公開を求めることができる文書

「職員が職務上作成したり、手に入れたりした文書」となっていますので、ほとんどすべての文書の公開を求めることができます。この文書には、コンピューター

ターで取り扱われるデータも含まれます。ただし、新聞や雑誌のようにほかから手に入れられる物や、歴史的な文書で特別な保管が必要な文書は、公開を求められる対象となっておりません。

文書公開請求書」を市の実施機関(市長、教育委員会、農業委員会、水道事業管理者、議会など)に提出します。提出は各実施機関へ直接、または郵送でお願いします。

### 公開する義務と公開できない情報

市は、情報公開を求められたときは、原則として公開しなければなりません。しかし次のような情報は、公開できないことになっていきます。

- 法律などによって公開してはならないとされている情報
- 個人情報
- 法人や個人の事業に関する情報で、営業や販売のノウハウなど、公開すると権利や正当な利益を損なうもの
- 公開すると人の生命、身体などの安全に問題が発生したり、犯罪の捜査に支障が出たりするような情報

### 情報公開の方法

情報公開は、窓口での閲覧または写しを取得する方法があります。コンピューターのデータについては、視聴という方法もあります。

#### 費用

窓口での閲覧や、データを視聴した場合、費用は掛かりません。ただし、写しを交付する場合は次の費用が掛かります。

- コピー代…白黒A3サイズまでは1枚当たり10円、カラーA3サイズまでは1枚当たり50円、A3を超えるサイズはコピーをするために必要な費用
- コンピュータのデータを格納して渡すときは、格納する媒体の費用
- 写しを郵送するときは、郵送代

### 情報公開を求める手続きの方法

情報公開を求めるときは、「公